

住民税非課税世帯に対する 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円/1世帯）について

令和5年度の住民税の課税状況に基づき、給付対象者に該当するため、お知らせします。
給付を希望される方は、同封の返信用封筒により「確認書」をご返送ください。

【申請方法】

郵送申請（確認書を同封の返信用封筒により返送すること）により行います。

1. 世帯状況の確認

①「確認欄」（下記図参照）が設けられていますので、確認後にチェック欄（□）に✓を入れてください。

※チェックがない場合、給付金は受け取れません。

②世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記入してください。

※必ず連絡先電話番号欄には「日中に連絡可能な電話番号」をご記入ください。

①

■世帯主の方が記入してください。	
確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）にレを入れてください）	
<input type="checkbox"/>	① 私の世帯は、給付金の受給を希望します。
<input type="checkbox"/>	② 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/>	③ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※上記にチェックがある場合に限り、給付対象者に該当し、給付金が受け取れます。
(チェックがない場合、給付対象者に該当せず、給付金を受け取れません。)
※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合や既に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）の給付を受けた世帯は、給付対象となりません。
※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。
住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
※上記の回答期限までに返信がない場合は、高島市は本給付金の給付を辞退したとみなします。

②

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	----	---	---	---	---------	--

2. 給付口座の確認

過去に給付された給付金の給付口座が記載されています。給付口座の「変更が必要な場合もしくは口座欄が空欄の場合」は、確認書に給付口座を記入し、下記の書類を確認書の裏面に貼り付けてください。

①本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証等の写し）

※マイナンバー通知カードは、本人確認書類として取扱いできません。

②振込先口座の通帳の写し（見開きページ）

【申請受付期限】

令和6年3月15日（金）

【給付金の支払い】

・確認書に記載された指定口座への振り込みによりお支払いします。

・指定口座への振り込みには3～4週間程度要しますので予めご了承ください。

※書類の不足や口座番号等の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。

お問い合わせ先

〒520-1592 高島市新旭町北畑 565 番地

高島市役所 健康福祉部 社会福祉課 重点支援給付金担当

電話 0740-25-8535（土・日・祝日を除く 8:30～17:15）

住民税非課税世帯に対する 電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（7万円/1世帯）について

1 給付対象世帯

世帯全員の令和5年度分「住民税均等割が非課税」の世帯

※基準日（令和5年12月1日）に高島市に住民登録があることが必要です。

※住民税が課税されている方の扶養にとられている方だけの世帯は対象外です。

2 給付額

給付額：1世帯あたり7万円

3 給付のための手続き

▶高島市役所 社会福祉課まで確認書をご返送ください。

【確認事項】

①住民税が課税されている方の扶養親族のみではないこと（チェック欄）

②給付金の振込口座（変更の場合：本人確認書類・振込先口座の通帳の写しを同封）



お問い合わせ

○高島市役所 健康福祉部 社会福祉課

重点支援給付金担当 ☎0740-25-8535

【住所】〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

【受付時間】 平日8:30~17:15